

2020年6月9日
協同組合フレンドニッポン

技能実習生の特定技能移行手続きに関するお願い

弊組合におきましては、特定技能移行を口実とした不法滞在の防止や、技能実習から特定技能への在留資格変更時のトラブルを防止する観点から、実習生より特定技能移行の報告を受けた場合、支援を受ける登録支援機関の確認、並びに特定技能外国人として行う就業内容の確認をさせていただいております。

確認作業中に、技能実習から特定技能(特定技能移行準備のための特定活動・4ヶ月を含む)への在留資格変更手続き状況が確認できない場合等においては、技能実習法上の監理団体の義務(技能実習法 施行規則第12条第六号「帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること」)に則り、既定の日程にて帰国手続きを進めさせていただいておりますのでご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、制度に関するご質問に関しましては、出入国在留管理局の担当窓口にお問い合わせください。

以上